

Clip! 県立桂高等学校跡地の活用方法が決定しました！



問合せ先：政策形成課
企画担当

山梨県立谷村工業高等学校と山梨県立桂高等学校の統合再編に伴い、平成26年度末をもって使用停止となる桂高校の跡地について、本市は山梨県から当該校地・校舎を取得し、「教育エリア」として活用することとしました。

その手法や手段については、有識者や市民からの意見を踏まえる中、様々な角度から検討してきた結果、「4年制の看護師養成系大学、学部又は学科を誘致」することとしました。

なお、11月1日から事業者の募集を開始し、本年度中には事業候補者を決定する予定です。

※結論に至るまでの検討結果や誘致を図るための推進手法、今後の事業者の決定等に関する基本方針や募集要項などは市役所ホームページからご覧いただけます。

Clip! 税務課からのお知らせ 障害者控除対象者認定申請書に関すること 福祉課地域福祉担当 ☎(46)5112

■契約時期による保険料控除の取り扱いの違い

①新契約(今年1月1日以後に締結した契約等)に基づく場合の控除額 対象保険料：新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料	
年間の支払保険料など	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円
②旧契約(昨年12月31日以前に締結した契約等)に基づく場合の控除額 対象保険料：旧生命保険料、旧個人年金保険料	
年間の支払保険料など	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円
③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 対象保険料：新・旧生命保険料、新・旧個人年金保険料 次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。	
適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方を適用	①に基づき算定した控除額と②に基づき算定した控除額の合計額(最高40,000円)
④生命保険料控除額 ①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除額です。ただし、12万円が控除額の上限となります。	

所得税の生命保険料控除が改正になります

今年(2014年)の1月1日以後に締結した保険契約などに係る保険料と、昨年(2013年)12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります(左図参照)。

障害者控除対象者認定制度について

65歳以上の高齢者の方などを対象に、所得税や住民税で障害者控除の対象者として認定される場合があります。この障害者控除の適用を受けるためには、福祉課へ申請し「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

なお、障害者控除対象者認定書の申請は毎年必要となります。

認定基準

基幹日は障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在における認定状況(下図参照)

申請方法

障害者控除対象者認定申請書を福祉課へ提出し、認定書の交付を受けます。申請には、申請者の方の印鑑が必要です。(申請書は福祉課にあります。)

※身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

■障害者控除の認定基準など

	認定区分	認定基準	認定のための資料など
障害者	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずる	ア 認知症にかかわるものは、主治医などにより認知症があると診断され、かつ、介護保険法による主治医意見書等によって「認知症高齢者の日常生活自立度」が、ランクⅡ～Ⅲに該当すると判断できる者 イ その他の知的障害にかかわるものは、知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度である者	・障害者控除の申請にかかわる年の介護保険法による要介護認定などにかかわる主治医意見書 ・主治医などの障害者控除対象者判定用意見書又は診断書
	(2) 身体障害者(3級～6級)に準ずる	身体障害者の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害の程度である者	・特別障害者手当認定診断書 ・主治医などの障害者控除対象者判定用意見書又は診断書
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)に準ずる	ア 認知症にかかわるものは、主治医などにより認知症があると診断され、かつ、介護保険法による主治医意見書などによって「認知症高齢者の日常生活自立度」が、ランクⅣ～Ⅵに該当すると判断できる者 イ その他の知的障害にかかわるものは、知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度である者	・障害者控除の申請にかかわる年の介護保険法による要介護認定などにかかわる主治医意見書 ・主治医などの障害者控除対象者判定用意見書又は診断書
	(2) 身体障害者(1級・2級)に準ずる	身体障害者の程度の等級表(1級・2級)と同程度の障害の程度である者	・主治医の障害者控除対象者判定用意見書 ・身体障害者手帳にかかわる診断書・意見書 ・特別障害者手当認定診断書 ・身体障害者等級表
	(3) 寝たきり老人	6カ月以上臥床し、介護保険法による「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」を判定基準とし、ランクB及びCに該当する者	・実態調査票 ・障害者控除の申請にかかわる年の、介護保険法による要介護認定にかかわる資料 ・主治医などの障害者控除対象者判定用意見書又は診断書

■(参考)所得税・個人住民税における所得控除額

	区分	所得税	住民税
所得控除額	特別障害者(同居)	40万円(75万円)	30万円(53万円)
	障害者	27万円	26万円

子育て情報コーナー

「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 11月12日(月)

場所 いきいきプラザ都留2階

持ち物 各自必要なもの

費用 100円

「こぐまのちいさなおはなし会」

「ワクワク」おはなし会

※今月は、おやすみです。

来月(12月)は、臨時図書室(ふるさと会館)を予定しています。

クリスマスイベントをします。おたのしみに!

「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 11月16日(金) 10時30分

場所 エコハウス(市役所西)

内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

「よみきかせボランティア」

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 11月10日(土) 14時

場所 臨時図書室(ふるさと会館)

内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

「ベビーヨガ&マッサージ」

ベビーヨガ、マッサージのほか、製作やおうたあそび、あかちゃんのお話など行います。

日時 11月16日(金)、26日(月) 10時30分

場所 いきいきプラザ都留2階

対象 3カ月～1歳(要申込み)

参加費 500円

持ち物 バスタオル、飲み物

申込・問合せ 090(7710)2389

サークルバンビィ(友野)

「託児サロン」

日時 11月19日(月)

場所 いきいきプラザ都留2階

持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴

費用 100円

申込・問合せ 市社会福祉協議会 ☎(46)5115